

内閣参質八二第二号

昭和五十二年十月二十五日

内閣総理大臣 福田 赳夫

参議院議長 安井 謙殿

参議院議員秋山長造君提出労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタントの活用に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員秋山長造君提出労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタントの

活用に関する質問に対する答弁書

一について

(一) 労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタントの制度は、昭和四十八年度に創設され、現在登録者数は、五百六十六名（労働安全コンサルタント三二九名、労働衛生コンサルタント二三七名）となっている。

(二) 労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント（以下「コンサルタント」という。）については、都道府県単位に組織されている「コンサルタント協議会」等と行政側との定期的な会合を通じ、情報の提供及び必要な助言、指導等を行つている。今後、コンサルタント協議会が組織されていない道県についても組織化を勧奨し、行政との一層の連携を図るよう行政

指導を進めてまいりたい。

二について

(一) 都道府県労働基準局長が安全衛生改善計画の作成を指示した事業場（主として安全・衛生管理特別指導事業場）に対してコンサルタントの安全衛生診断を受けること及び意見を聴くべきことを勧奨している。

安全管理特別指導事業場についての利用状況は、昭和五十年百七十七件、昭和五十一年度二百七十七件となっている。

(二) 安全衛生改善計画の作成に当たっては、コンサルタントの専門的能力の活用を図るようかねてから各都道府県労働基準局長に指示しているところであるが、今後ともなお一層の徹底を図り、コンサルタント制度の活用に努めてまいりたい。

三について

労働安全衛生法第八十七条の規定に基づく法人組織は、いまのところ発足していない。しかし、現在、東京、大阪をはじめ、各府県ごとに約二十の組織が任意団体として発足しており、統一組織にするための動きがみられている。

政府としても、自発的な統一組織設立の動きを歓迎するものであり、その機の熟するのを待っているところであるが、発足した場合には、当団体をはじめ個々のコンサルタントに対して、同法第一百七条の趣旨に基づき必要な援助を行うこととする。